

定期報告書の提出について

定期報告書の提出について

① 特定建築物の場合

特定建築物については、各特定行政庁の建築基準法施行細則の規定で、2年又は3年に1回の報告となっています。

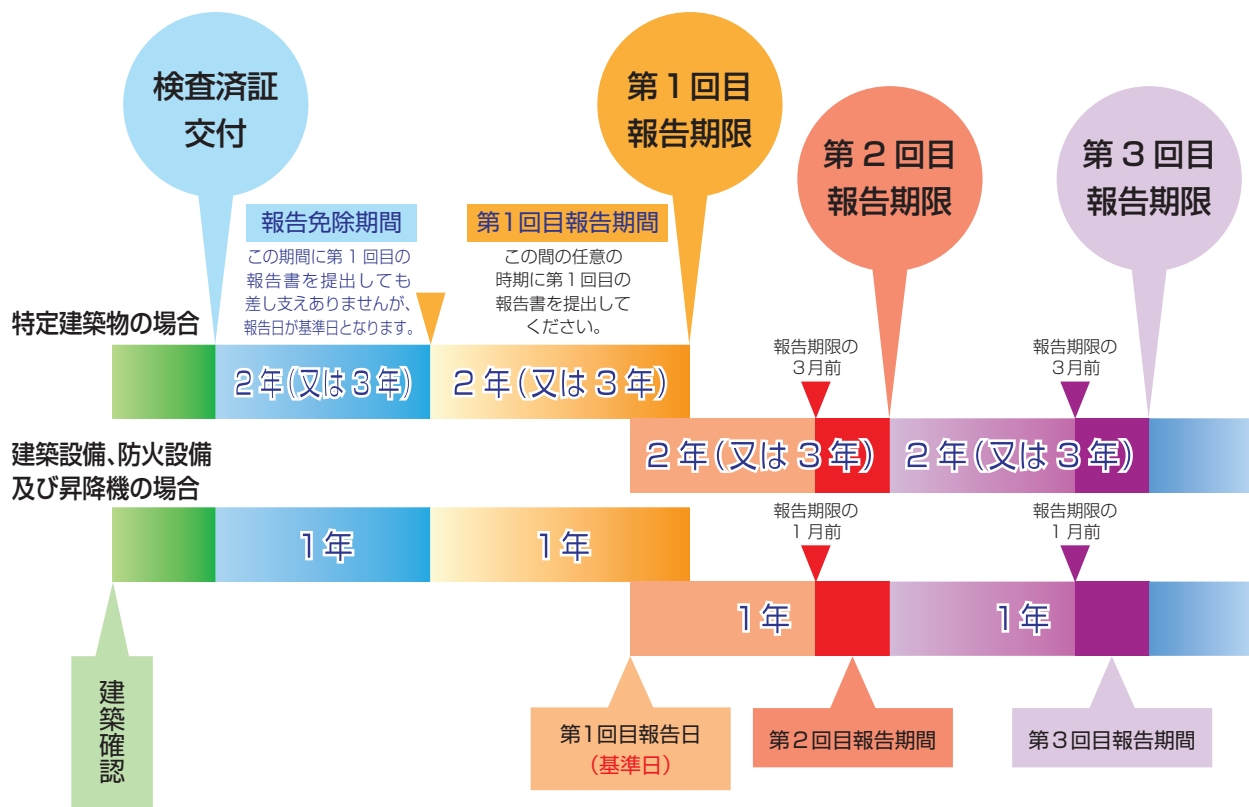
しかし、建築基準法施行規則第5条第1条カッコ書きの「直後の時期を除く」という規定から、検査済証の交付を受けた後の2年間又は3年間は報告義務はありません。

その次の2年又は3年の間が、第1回目の報告時期となり、第1回目の報告日を「基準日」とします。

ただし、最初の2年又は3年を経過しないうちに第1回目の報告書を提出しても差し支えはありません。

② 建築設備、防火設備及び昇降機の場合

建築設備、防火設備及び昇降機については、各特定行政庁の建築基準法施行細則の規定により、毎年1回の報告となっています。



③ 工作物（遊戯施設）の場合

工作物については、各特定行政庁の建築基準法施行細則により、次のように取り扱います。

イ) 使用期間が連続して6月以内のものの場合……建築基準法施行規則第6条第1条カッコ書きの「直後の時期」は設置した年を指すものと解釈し、翌年の使用開始の日からその日前1月の間が第1回目の報告時期となります。

ロ) イ以外のものの場合……「直後の時期」は、検査済証交付後最初の4月又は10月を指していると解釈し、従ってその次の4月又は10月が第1回目の報告時期となります。